


所管部課	都市建設部都市計画課	部長	内藤 峰雄			
件名	「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（案）」に係るパブリックコメントの実施について		区分		1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項 <input type="radio"/>	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>東京都と特別区及び26市2町は、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、おおむね10年間で優先的に整備すべき路線を定めた整備方針を過去3回にわたり策定し、事業の推進に努めてきた。現行の整備方針は平成27年度までの計画となっていることから、新たな整備方針の策定に向け作業を進めているところである。</p> <p>ここで、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（案）」がまとまったことから、平成27年12月18日に東京都がプレス発表を行い、各区市町においても公表したところである。</p> <p>については、本案の公表に伴い、東京都と特別区及び26市2町は共同でパブリックコメントを実施することから、本市においてもパブリックコメントの実施について、平成28年1月1日号の市報に掲載するものである。なお、市ホームページへの掲載は、平成27年12月18日に実施済である。</p> <p>(1) 主な内容 「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（案）」の公表及びパブリックコメントの実施</p> <p>(2) 意見提出窓口 東京都都市整備局都市基盤部街路計画課</p> <p>(3) 意見提出期間 平成27年12月18日（金）から平成28年2月10日（水）まで</p> <p>(4) 影響及び効果 都市計画道路を計画的、効率的に整備するための整備方針策定にあたり、市民等の意見を反映させることができる。</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成27年5月 「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）中間のまとめ」を取りまとめ、パブリックコメント実施。併せて、議員へ情報提供。</p> <p>平成27年12月 「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）（案）」市長決裁後、議員と都市計画審議会委員に情報提供を行った。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>東京都と特別区及び26市2町が12月18日に同時公表したため、ホームページへの掲載後の市報への掲載となる。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議付議後、パブリックコメントについて、実施中のホームページでの周知に加え、市報（1月1日号）での周知を実施したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。